

## 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

### 2 計画内容

**【目標1】** 年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数を年間（年度）15日以上とする。

（対策）令和4年4月から

- ① 毎年度6月から10月を当社の「年次有給休暇取得促進期間」として設定し、各部署においては、期間中の取得促進に努める。
- ② 所属長は、年次有給休暇や夏季特別休暇の取得状況を把握し、必要に応じて個別で面談を行うなど職員の取得促進につながるよう職場環境の改善に努める。
- ③ 年2回の超過勤務縮減のための会議、毎月の定例会議などを通じて、情報を共有し、取得率の向上を図る。

**【目標2】** 出産・育児に関する特別休暇の取得率を100%とし、育児休業の取得率は30%とする。

（対策）令和4年4月から

- ① 制度に関する会社独自のパンフレットを作成する。
- ② 職員研修や管理職研修において制度の周知を図るとともに、職員又は職員の配偶者が出産した場合は、当該職員に対してパンフレットをメールにて配信するなど対象者の取得促進を図る。
- ③ 所属長は、対象職員が特別休暇、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、業務分担の見直しや業務の効率化を図る。